

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

調和が保てない、行き詰るという感覚に見舞われた時、自分の心の救済を何かに求めます。人によっては書物、音楽やスポーツ等の趣味、宗教、尊敬する人の生き方であったりします。ハードル走者の為末大は「自分の居場所から少しでも出て、思い込みを変えていけばいい」と言います。

忌野清志郎が好きだった同じ匂いを感じた高校の美術の先生は、彼の才能を信じて静かに見守っていました。

自分を守ろうという意識を他者を見守る方向に変えていくと、自他共に、不安やあせりや迷いも違ったものになると思います。

私の書棚より

○ある一言が「水を差す」と、一瞬にしてその場の「空気」を崩壊させるわけだが、その場合の「水」は通常、最も具体的な目前の障害を意味し、それを口にすることによって、即座に人々を現実に戻すことになる。

○人間に「現在の状況から当時を考察する」ことはできても、「当時の状況を（当時の状況下で）考察する」ことは不可能である

「空気の研究」
山本七平著 文春文庫

税務アンテナ

□消費税率 10%は、施行日である令和元年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税について適用され、施行日前行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については消費税率 8%が適用されます。

このため、施行日前に売買予約した商品が施行日以後に引き渡された場合や施行日前に予約を受けて施行日以後に役務の提供を行う場合の消費税率は 10%が適用されることとなります。

また、資産の貸付けの場合には、指定日である平成 31 年 4 月 1 日前に締結した契約で、対価の額が定められ、変更を求める旨の定めがない等一定の契約に基づき継続して行われるものであれば、消費税率 8%が適用されます。

□役員又は使用人に対して支給した出張旅費、宿泊費、日当については、その支給対象者が全員であり、適正なバランスが取れていて、同業他社と比較して高額でなく、通常必要であると認められる部分の金額は所得税が非課税となり、国内の出張であれば、消費税の課税仕入れとなります。

又、所得税法上非課税とされている通勤手当の金額を超えるものであっても、通勤のために通常必要とする範囲のものは、消費税の課税仕入れとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

10日	○ 5月分の源泉所得税の納付
30日	○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 7月、10月、31年1月決算法人の消費税中間申告(休日につき7月1日)

30日	○ 6月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき6月28日)
-----	-----------------------------------

今月の贈る言葉『才能は孤独のうちに育ち、人格は荒波で育つ』 by ゲーテ